

新型コロナウイルス対策(インドネシア政府による国内移動規制の変更(政府通達の発出))

令和4年8月30日  
在スラバヤ日本国総領事館

- 国内移動規制が変更されました。
- 18才以上の者は3回、6才から17才の者は2回、ワクチンを接種している必要があるとされました。

1 インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、8月25日付け通達(第24号)を発出し、国内移動に必要な条件を変更すると発表しました。

2 この通達では、州・県・市の境を越える国内移動において、18才以上の者は3回、6才から17才の者は2回、ワクチンを接種している必要があるとされました。これまで、ワクチンを指定の回数分接種していない場合は、陰性証明書の提示により移動が可能とされていましたが、これにより、国内移動には、指定の回数分のワクチン接種を済ませている必要が生じますので、ご注意ください。

3 この通達による州・県・市の境を越える国内移動に係る規制の概要は、以下のとおりです。

(1)保健プロトコル

マスクの着用、定期的な手指洗浄・消毒、密の回避、公共交通機関内での会話の抑制等。

(2)州・県・市の境を越える国内移動の条件(空路、海路、車両、鉄道)

ア アプリ「pedulilindungi」を使用する。

イ ワクチン接種

- i 18才以上の者は、ワクチン接種を3回行っている必要がある。
- ii 18才以上の外国人がインドネシア入国後に国内を移動する場合、ワクチン接種を2回行っている必要がある(当館注:本通達では、「入国後の国内移動」の定義は規定されていませんが、入国後に飛行機等公共交通機関を使って別の都市にある居住地/宿泊地へ向かう国内の移動を指すと見られます。この点、当館から航空会社等に照会したところ、インドネシア入国直後の乗り継ぎのための国内移動には、ワクチン接種2回の証明の提示により移動可能であるが、その他の国内移動には、ワクチン接種3回が必要であることの回答でした。)
- iii 6才から17才の者は、ワクチン接種を2回行っている必要がある。
- iv 6才から17才の者がインドネシア入国後に国内を移動する場合、ワクチン接種は

不要。(当館注:「入国後の国内移動」について、当館から航空会社等に照会したところ、インドネシア入国直後の乗り継ぎのための国内移動には、ワクチン接種が不要であるが、その他の国内移動には、ワクチン接種2回が必要であることの回答でした。)

v 6才未満の者は、ワクチン接種は不要だが、付添いが必要。

vi 上記iからvについて、陰性証明書は求められない。

vii 健康上の理由でワクチン接種ができない場合、その旨の国立病院の医師からの診断書が必要。ワクチン接種及び陰性証明書は不要。

4 本通達は、8月25日から発効し、追って定められる期限まで有効とされており、終了時期は明示されていません。

5 上記3(2)に関し、国内線フライト等の公共交通機関の利用条件については、航空会社等公共交通機関に照会してください。(了)